

# ガス支払い猶予4.7万世帯

## 大手4社コロナで困窮

新型コロナウイルスの感

染拡大に伴う休業や失業、収入減を理由に、約4万7000以上の世帯から昨年支払い分の家庭用ガス料金などの支払い猶予を求める申告があったことが、都市ガス大手4社への取材で分かった。公共料金の支払い能力の有無は家庭の貧困状態を示す指標の一つで、各社はコロナ禍の影響による支払い猶予に応じている。東京ガスへの申告数が、同様の措置をとった2011年3月の東日本大震災時を大きく上回るなど深刻さが

うかがえる。

国は昨年3月、ガスなど公共料金について、コロナ禍で収入が減り、支払いが難しい一般家庭や事業者からの支払い猶予を認めるよう各業界に要請。ガス業界では各社とも昨年3月支払い分から対応している。国内の都市ガス契約件数の7割を占める東京ガス▽大阪ガス▽東邦ガス▽西部ガス——の大手4社にガス料金や、電気料金などを徴収している場合はそれも含めた昨年3〜12月支払い分について、猶予を求めた申

告数を聞いた。東京ガスが

約3万世帯▽大阪ガスが約1万4000世帯▽西部ガスが約3200世帯——となった。東邦ガスは実数を公開しなかったが、数千世帯の申告があると答えた。同様の措置が過去の災害時にも設けられている。災害と感染症による影響を比較するのは難しいが、関東地方にガスを供給する東京ガスによると東日本大震災の時は約1500世帯、大阪ガスによると18年6月の大阪北部地震の時は約30世帯の申告があった。各社の

家庭用ガス料金の契約では通常、検針日から1カ月後までに支払うよう決められており、支払いがない場合には契約者に督促し、応じない場合にガス供給を止める。現在の支払い猶予措置では1〜5カ月間の猶予が認められている。

日本福祉大学の平野隆之教授(地域福祉論)は「独居高齢者などの場合、制度の情報が届いていないことも考えられ、支払いが困難な世帯はもっと多い可能性もある。公共料金の滞納は『見える貧困』と呼ばれ、指標の一つとされるだけに、行政は支払い猶予を求める世帯の把握を進めるべきだ。企業も支払い猶予の申告をした世帯に、行政の相談窓口を伝えるなど支援につながるよう、対応すべきだ」と話した。【村田拓也】